

議案第8号

つくばみらい市介護保険条例の一部を改正する条例

つくばみらい市介護保険条例（平成18年つくばみらい市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に改め、同項第1号中「31,930円」を「30,120円」に改め、同項第2号中「47,900円」を「45,340円」に改め、同項第3号中「47,900円」を「45,670円」に改め、同項第4号中「57,480円」を「59,580円」に改め、同項第5号中「63,870円」を「66,200円」に改め、同項第6号中「76,640円」を「79,440円」に改め、同項第7号中「83,030円」を「86,060円」に改め、同項第8号中「95,800円」を「99,300円」に改め、同項第9号中「108,570円」を「112,540円」に改め、同項第10号中「121,350円」を「125,780円」に改め、同項第11号中「134,120円」を「139,020円」に改め、同項第12号中「146,900円」を「152,260円」に改め、同項第13号中「159,670円」を「165,500円」に改め、同条第2項中「令和5年度」を「令和6年度」に、「19,160円」を「18,860円」に改め、同条第3項中「令和5年度」を「令和6年度」に、「31,930円」を「32,100円」に改め、同条第4項中「令和5年度」を「令和6年度」に、「44,700円」を「45,340円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

令和6年3月5日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

第9期介護保険事業計画の策定にあたり、3年に一度の介護報酬改定及び低所得者の介護保険料軽減に対応するため、介護保険料の改定を行うものです。

つくばみらい市介護保険条例(平成18年つくばみらい市条例第72号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>30,120円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>45,340円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>45,670円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>59,580円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>66,200円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>79,440円</u> ア・イ (略)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>86,060円</u> ア・イ (略)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>99,300円</u> ア・イ (略)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>112,540円</u> ア・イ (略)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>125,780円</u> ア・イ (略)</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>31,930円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>47,900円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>47,900円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>57,480円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>63,870円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>76,640円</u> ア・イ (略)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>83,030円</u> ア・イ (略)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>95,800円</u> ア・イ (略)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>108,570円</u> ア・イ (略)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>121,350円</u> ア・イ (略)</p>

(11) 次のいずれかに該当する者 139,020円

ア・イ (略)

(12) 次のいずれかに該当する者 152,260円

ア・イ (略)

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 165,500円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、18,860円とする。

3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度における保険料率は同号の規定にかかわらず、32,100円とする。

4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度における保険料率は同号の規定にかかわらず、45,340円とする。

(11) 次のいずれかに該当する者 134,120円

ア・イ (略)

(12) 次のいずれかに該当する者 146,900円

ア・イ (略)

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 159,670円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和5年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、19,160円とする。

3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和5年度における保険料率は同号の規定にかかわらず、31,930円とする。

4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和5年度における保険料率は同号の規定にかかわらず、44,700円とする。